

広島市附属機関設置条例

昭和 28 年 8 月 18 日
条例第 35 号

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第 2 条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に記載する通りとする。

第 3 条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

別表(第 2 条関係)

関の属する執行機関	附属機関	目的
市長	広島市緑化推進審議会	市長の諮問に応じ、緑化の推進に関する重要な事項を審議すること。